

武蔵野市生涯学習計画（仮称）策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 武蔵野市第四期基本構想・長期計画に基づき、本市における生涯学習事業を体系化し、生涯学習施策を総合的に推進することを目的として武蔵野市生涯学習計画（仮称）（以下「計画」という。）を策定するにあたり必要な事項の検討等を行うため、武蔵野市生涯学習計画（仮称）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討して計画の案を作成し、武蔵野市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 幅広い市民の多様な生涯学習活動を総合的に推進するための施策に関すること。
- (2) 市民の主体的な学習活動に関すること。
- (3) 武蔵野市教育委員会における生涯学習施策の再構築に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織し、教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 社会教育委員 1人
- (3) 学校教育又は生涯学習に関する機関又は団体に属する者 4人
- (4) 公募による市民 1人

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条の規定による報告を行う日までとする。

（会議）

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬額)

第7条 委員の報酬額は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により、教育長が市長と協議のうえ別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部生涯学習スポーツ課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

(武蔵野市生涯学習庁内推進会議設置要綱の廃止)

2 武蔵野市生涯学習庁内推進会議設置要綱（平成6年2月15日施行）は、廃止する。